

訪問看護ステーション エミーデ 重要事項説明書 (介護保険)

[令和6年7月16日現在]

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護・介護予防訪問看護について契約を交わす前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからない事や、わかりにくい事があれば遠慮なく質問をしてください。

担当 管理者 新村 規子

重要事項説明者

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション エミーデ
所在地	札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号
連絡先	011-398-6966
管理者名	新村 規子
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0160590980
サービス提供地域	札幌市厚別区・清田区・白石区・豊平区

(2) 営業時間

訪問看護ステーション エミーデ及び白石サテライト

平日	9時00分 ~ 17時00分
定休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始

西岡サテライト

営業時間	9時00分 ~ 17時00分
定休日	なし

(3) 職員体制 本体事業所

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	名	1名
看護師	正看護師	3名以上	名	3名以上
その他の職員	精神保健福祉士等	1名以上	名	1名以上

※業務量により職員数の変動があります。

(4) サテライト事業所について

名称	訪問看護ステーション エミーデ 西岡サテライト
所在地	札幌市豊平区西岡4条10丁目3番3号（電話 857-7325）

職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
看護師	正看護師	1名以上	名	1名以上

名称	訪問看護ステーション エミーデ 白石サテライト
所在地	札幌市白石区本通14丁目南5番25号（電話 826-5152）

職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
看護師	正看護師	1名以上	名	1名以上

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：011-398-6966

担当部署：訪問看護ステーション エミーデ

担当者：新村 規子

受付時間：平日 9時～16時30分（12時から13時までの昼休みを除く）

※不在の場合は折り返してのご連絡となります。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

介護保険法その他関係法令及び本契約に従い、ご利用者様に対して訪問看護サービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた、適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健・医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービス契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の7日前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の30日前までに、通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為（暴言・暴力・ハラスメント等）を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、必要に応じ関係各位へ連絡及び相談をします。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		緊急と判断した場合 ・ その他 ()

6 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	新村 規子
受付日	月曜日～金曜日（ただし12月29日から1月3日を除く）
受付時間	9：00～16：30（12時から13時までの昼休み時間を除く）

(2) その他

札幌市豊平区役所 保健福祉部 保健福祉課	電話：011-822-2461
札幌市白石区役所 保健福祉部 保健福祉課	電話：011-861-2451
札幌市清田区役所 保健福祉部 保健福祉課	電話：011-889-2041
札幌市厚別区役所 保健福祉部 保健福祉課	電話：011-895-2400
札幌市役所 介護保険課	電話：011-211-2972

8 教育・研修体制

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行います。

- (1) 採用時研修を採用後6か月以内に実施します。
- (2) 年に1度以上継続的に研修を行います。

9 秘密保持

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。事業所は職員であつた者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

10 虐待防止措置

当事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとします。

11 身体的拘束等に関する事項

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

年 月 日

【事業者】 住 所 札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号
医療法人 重仁会
理事長 田尾 大樹 印

【事業所】 住 所 訪問看護ステーション エミーデ
札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号
介護老人保健施設 ナーシングヴィラ大谷地4階
指定番号 0160590980

【利用者】 住 所
氏 名 印

【家族】 住 所
氏 名 印

【代理人】 住 所
氏 名 印